

令和6年度 会計年度任用職員（守衛職）登録者募集要項

- 1 会計年度任用職員とは
一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される非常勤の公務員です。「フルタイム会計年度任用職員」は1週間当たりの実労働時間が38時間45分、「パートタイム会計年度任用職員」は1週間当たりの実労働時間が38時間45分より短い時間となります。

- 2 職種
守衛職

- 3 任用予定人数（随時任用）
パートタイム会計年度任用職員 1名
※任用条件は、8(2) パートタイム会計年度任用職員をご覧ください。
※フルタイム会計年度任用職員は、欠員の状況に応じて逐次任用します。

- 4 申込資格
年齢・学歴不問
社会人経験のある方
※ 地方公務員法第16条に該当する方は、申し込みできません。
(地方公務員法第16条の抜粋)
① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 5 勤務場所
瀬戸市役所
瀬戸市追分町64番地の1

- 6 任期
任用時点から任用日の属する年度末までの期間
※ 任期満了後も継続して任用される場合があります。
※ 登録されても任用されない場合があります。

- 7 職務内容
・庁舎内外の巡視、警戒及び取締りに関すること。

- ・文書及び物品の收受及び処理に関すること。
- ・戸籍関係の届出等の受理に関すること。
- ・各種問い合わせに関すること。
- ・埋火葬の許可及び火葬場の使用許可の事務処理に関すること。
- ・社会福祉事務、保健・衛生事務の処理に関すること。
- ・非常事態に対する処置に関すること。
- ・その他行政課長が指示する事務の処理に関すること。

8 任用条件

フルタイム会計年度任用職員

① 給与 ※令和6年4月1日時点

- ・給料月額 196,200円
- ・地域手当 あり
- ・通勤手当 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づく
- ・期末手当 (年間2.45月分、条件あり)、その他諸手当制度あり
- ・勤勉手当 (年間2.05月分、条件あり)、その他諸手当制度あり
- ・退職手当 瀬戸市職員の退職手当に関する条例の規定に基づく

② 勤務時間及び体制

- ・平日 午後4時30分から翌午前8時45分まで
(休憩、仮眠を除く実労働時間 7時間45分)
- ・休日 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始)
午前8時15分から翌午前8時45分まで
(休憩、仮眠を除く実労働時間 15時間30分)

※2人1組による指定日勤務 (5人体制)

※1月あたり約12日勤務

③ 条件付任用期間

- ・1か月
※条件付任用期間に職務を良好な成績で遂行したときに正式任用になります。
※任用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで (最長任期の末日まで) 延長します。

④ 休暇

- ・瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定に基づく

⑤ その他

- ・健康保険、厚生年金、その他職員互助会による共済制度あり

- ・雇用保険への加入はありません。
- ・労働保険制度等による災害補償制度あり

(2) パートタイム会計年度任用職員

① 報酬 ※令和6年4月1日時点

- ・報酬月額 83,188円（地域手当相当分を含む。）
- ・通勤に係る費用弁償 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づく
- ・期末手当 なし、その他諸報酬制度あり

② 勤務時間及び体制

- ・休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）
午前8時15分から翌午前8時45分まで
（休憩、仮眠を除く実労働時間 15時間30分）

※2人1組による指定日勤務

※1月あたり4日勤務（土曜日、日曜日、祝日又は年末年始に勤務）

③ 条件付任用期間

- ・1か月
※条件付任用期間に職務を良好な成績で遂行したときに正式任用になります。
- ※任用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長します。

④ 休暇

- ・瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定に基づく

⑤ その他

- ・職員互助会による共済制度あり
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険への加入はありません。
- ・労働保険制度等による災害補償制度あり
- ・兼業を行おうとする場合、届出が必要です（詳しくはご相談ください。）。

9 申込方法

(1) 申込期間

日程：随時受け付けています。

※土・日曜日、国民の祝日を除く。

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申込書類

ア 登録申込書兼履歴書（自筆で記入） 様式1

- ※ アの書類には、最近3か月以内に撮影した写真（同じ写真で上半身、脱帽、正面向きで、縦45mm 横35mm）を貼ってください。

イ 作文（４００字以上８００字以内、**自筆で記入**）様式２／テーマ「市民に親しまれる市役所となるために、自らができること」について自由に述べてください」

(3) 申込場所

行政課（市役所南庁舎４階）

※ 申込書類（登録申込書兼履歴書、作文）を直接提出してください。

※ 電話でご予約のうえ、申込書類をお持ちください（担当者が対応します。また、申込書類提出時に面接の日程を調整します。）。

1 0 選考から採用まで

登録申込書兼履歴書及び作文による書類選考並びに面接により採点を行い、合格者は成績順に会計年度任用職員登録者台帳に登録され、欠員の状況などに応じて逐次任用されます。なお、登録された方がすべて任用されるとは限りません。また、会計年度任用職員登録者台帳の登録の有効期限は、令和7年3月31日までとなります。

※ 選考の結果は、選考後速やかに文書にてお知らせします。

1 1 その他

① 申込み受付後の一切の応募書類は、返却しません。

② 郵送による申込みは、受け付けません。

③ 実際に任用となる方は、後日、以下の検査項目に関する健康診断書を提出していただきます（受診にかかる費用は自己負担になります。）。また、任用前に実務研修（3日間程度）を受講いただきます。

健康診断検査項目
○既往症に関する医師の所見
○自覚症状及び他覚症状の有無に関する検査
○身長・体重・視力及び聴覚の検査
○胸部エックス線検査
○血圧検査（最高及び最低）
○尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）
○貧血検査（赤血球、白血球、血色素量）
○肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
○血中脂質検査（中性脂肪、LDL-C）
○心電図検査
○就労の可否に関する医師の所見

問い合わせ先：瀬戸市行政管理部行政課
電話（0561）88—2525（直通）